

令和2年度会計監査学習会・行政報告会

監査報告は1年間の監査の集大成であり、監査活動の成果を組合員(総代)に報告するもので、今回は監査の基本に関する理解を前提に、総代会終了後から期中監査、期末監査に至る年間の監査活動を時系列で学び、また、監査の各局面に応じた監査の視点・考え方を理解し、実践的に監査の方法について学びました。

◇日時 令和3年3月23日(火)

◇場所 (1)実出席:名古屋金山ホテル2階CD会議室

(2)オンライン出席:Teams

◇講師 日本生協連 法務部 土屋良一様

32名(13生協25名、行政1名、講師1名、日本生協連1名、連合会4名)

一宮2名、あいち2名、生活クラブ2名、トヨタ2名、かりや愛知中央2名、愛知県職員2名、トヨタ車体2名、南医療2名、名古屋市民火災共済1名、東海コープ3名、アイチョイス4名、県民共済1名、行政1、日本生協連法務部2名

会計監査学習会報告

(1) 年間時系列による監事監査のポイント

① 期初(総代会終了後)の監査活動

- ・総代会後の監事会
- ・期初の監事会、理事会
- ・内部統制対応による監査
- ・理事会、理事会以外の重要な会議への出席
- ・重要書類の閲覧と実地調査
- ・総代会終了後の監査
- ・代表理事との会合
- ・公認会計士との関係

② 会計監査(基本の再確認)

- ・会計監査とは
- ・監事の会計監査
- ・1年間の流れ

(2) 会計監査・期末監査と監査報告書作成のポイント(抜粋)

- ① 期末監査の内容と対応～期末から総(代)会までの概観
- ② 期末監査の準備及びスケジュールの策定
- ③ 事業報告書等の監査
- ④ 決算関係書類の監査
- ⑤ 監査報告の作成・提出
- ⑥ 監査報告の記載事項

会員生協の会計監査が有効的に実施される一助となるよう、次年度も学習会を計画してまいります。

行政報告会

◆県民文化局 県民生活部県民生活課 丸谷勇介様

(1) 令和2年度生協実地検査等の結果について(抜粋)

- ・現地検査で複数の組合へ指導・助言を行いましたので、各組合(連合会)においても十分留意していただくよう、令和3年3月19日付け2県生第846号で愛知県県民文化局長通知「消費生活協同組合の適正な運営について」を発出しました。
- ・不測の事態に備え、必要な危機管理体制を整備し、危機管理マニュアルを策定するとともに、業務の実態等に応じた不断の見直しを行うこと。
- ・定款において定める規約・規則類は早急に整備し、文章の保存に関する規則等、組合運営に必要となる事項を定める規則は、積極的に整備を検討すること。
規約・規則類が整備された後は、その規定に基づいた事務の取り扱いをすること。

- ・監事監査を計画的かつ有効に実行するため、監査規則等に基づく監査計画の策定を行うこと。
- ・員外利用については、利用実績等を基に、利用分量割合の把握に努めること。
- ・会計処理体制について、現金の受け渡しを行う際には適切に記録をするなど、適正な取り扱いに努めること。領収書の管理に関して組合内部で統一的な方策を定めること。
- ・長期に渡る未収金が生じた場合の回収方法及び会計処理について、適切な処理方法を検討の上、組合全体で意思疎通を図ること。
- ・目的積立金を計上する際には、その目的や積立予定額を適切に定めた上で計上すること。

(2) 模範定款例に記載された条項の変更

- ・各組合における定款も変更する必要があります。改正後全文の定款を提出してください。